

全国公立学校教頭会役員等の選出に関する規則

第1章 総 則

- 第1条 この規則は、全国公立学校教頭会（以下本会という）会則第7条に基づき、本会の役員、専門部員、及び会計監査の選出に関するものである。
- 第2条 理事会は、選挙管理委員及び役員候補推薦委員それぞれ若干名を選出する。委員の任期は1年とする。

第2章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員は、「選挙管理委員会」を組織し、互選により委員長を選び、次のことを行う。
- (1) 選挙の告示を行う。選挙の告示は、選挙日30日前までに各都道府県にある単位教頭会・副校长会への通知をもってこれにあてる。
 - (2) 立候補者の受け付けを行う。受け付けは、選挙日10日前までとする。
 - (3) 立候補者の発表を行う。立候補者の発表は、受け付け終了後、各都道府県にある単位教頭会・副校长会への通知をもってこれにあてる。
 - (4) 立候補者が定員に満たないときは、推薦委員に通知する。
 - (5) 投票及び開票に関する事項を処理する。
 - (6) 当選者の確認と発表を行う。
 - (7) その他選挙に関する必要事項を処理する。

第3章 立候補者の資格

- 第4条 本会の役員、専門部員、及び会計監査に立候補するものは、次の各事項に該当するものであることとする。
- (1) 本会の会員であること。
 - (2) 各都道府県にある単位教頭会・副校长会の推薦を受けたものであること。
 - (3) 本会運営規則第2条4「役員は、本会の業務に専念するため、都道府県にある公立学校教頭会・副校长会の役員等を兼務しないことを原則とする」を尊重する。

第4章 役員等の欠員補充

- 第5条 役員、専門部員、会計監査に欠員が生じたときは、ただちに選出する。但し、その任期は、前任者の残存期間とする。
- 第6条 役員等の選出は、公正にして民主的に行われなければならない。

第5章 役員候補推薦委員会

- 第7条 役員候補推薦委員は、「役員候補推薦委員会」を組織し、互選により委員長を選び、第3条(4)をうけて、立候補者の推薦を行って選挙管理委員会に届け出る。

(附 則)

この規則は、昭和48年4月1日より施行する。

昭和48年4月1日

昭和49年2月2日一部改正

昭和50年4月1日一部改正

昭和56年1月27日一部改正

平成25年9月6日一部改正

平成30年3月2日一部改正

令和2年6月5日一部改正